FAX 022-393-8045 電話 022-393-8044

※枠内にご記入のうえ、番号のあるものに関しては〇を付けてください。 西暦 月 日 年 月 よろず・経営相談のご利用は何回目ですか。 相談希望日 西暦 8 1. 初回 2. 2回目以降 第二希望: 相談希望時間 第一希望: 時 時 第三希望: 時(相談は00分丁度から開始) フリガナ 1.株式 2.有限 3.個人事業 事業形態 会社名 5.その他 4.創業前 連絡先住所 Tel Fax E-mailアドレス 携帯 万円 万円 資本金 売上高 フリガナ 設立、創業 西暦 年 月 代表者氏名 1.建設業 2.製造業 3.情報通信業 4.運輸業 5.卸売業 業種 従業員数 人(パート含む) 6.小売業 7.サービス業 8.創業前 9.その他(主な業務 宮城県よろず支援拠点の利用にあたり、裏面の留意事項について了承しました。 フリガナ 男 1. 29歳以下 2. 30歳代 3. 40歳代 年 令 ご相談者氏名 女 4.50歳代 5.60歳以上 役職名 1.社長・代表者 2.役員 3.管理職 4.社員 5.その他 1.売上拡大 2.経営改善・事業再生 3.創業 4.再チャレンジ 5.事業承継 6.廃業 相談区分 7.その他(2.広報戦略 3.広告デザイン 相談内容 1.IT活用 4.販路提案 5.市場設定・調査 (主なもの4項目まで 選択可) 7.商品デザイン 9.地域資源活用 10.資金繰り 6.海外展開 8.商品開発 11.債権保全・回収 12.現場改善・生産性向上 13.事業連携 14.経営知識) 17.法律 15.事業計画策定 16.施策活用(18.知的財産(特許・実用新案・意匠・商標・その他) 19.雇用•労務 20.企業合併・企業買収 21.ビジネスプラン作成 22.株式公開 23.6次産業化 24.イベント情報(見本市・ビジネスマッチング・ その他) 25.その他の経営課題() ※当拠点が適切なアドバイスを行うために必要です。相談内容をできるだけ具体的にご記入ください。 よろず支援拠点を何 で知りましたか? 1.新聞 2.HP(経済産業省・中小企業庁・ミラサポ・商工会連合会) 3.ラジオ 4.県政だより 5.紹介() 6.セミナー・イベント() 7.その他(案内書送付 今後、御社宛に宮城県よろず支援拠点の案内書等をお送りしてよろしいですか? 1.はい 2.いいえ

)

宮城県よろず支援拠点ご利用にあたっての留意事項

ご利用にあたりまして、以下の事項について予めご了承ください。

1. よろず支援拠点での相談について

宮城県よろず支援拠点は、中小企業・小規模事業者、NPO法人・一般社団法人・社会福祉法人等の中小企業・小規模事業者に類する方、創業予定者等を対象に、売上拡大、経営改善をはじめとする様々な経営に関する相談をお受けする無料の経営相談所です。アドバイスに基づき行為を行うか否かの判断は、利用者の責任で行ってください。また、相談内容に応じて、適切な他の支援機関や外部専門家等を紹介する場合があります。なお、拠点の予算及び人員には限りがあること、行政手続き、融資手続き、助成金の申請手続きといった実務代行は行っていないこと等の理由により、相談者の要望するサービスを十分に提供出来ない場合があることをあらかじめご留意ください。

2. 企業情報、個人情報及び相談内容等の取り扱いについて

宮城県商工会連合会(宮城県よろず支援拠点の実施機関)は、営業秘密及び個人情報の取り扱いについて関連法令を遵守しますが、次の点について予めご了承ください。

- ① 宮城県よろず支援拠点事業は、国の施策として、中小企業庁、東北経済産業局、独立行政法人中小企業基盤整備機構、宮城県商工会連合会が連携・協力して運営しています。
- ② お伺いした内容(個人情報を含む)については、本事業の円滑な遂行及び事例や実態等の調査・分析のために、①に掲げる者、経済産業省、全国のよろず支援拠点で共有されます。また、効果的な政策立案や経営支援等のために、経済産業省(外局を含む)の業務委託先に対して、企業情報を匿名化した上で、提供・利活用させていただく場合がございます。
- ③ 本事業の円滑な遂行と改善のため、アンケート調査等を実施することがあります。その際、お伺いした企業情報・個人情報を利用する場合があります。

詳しい説明は以下をご覧ください。

- ●宮城県よろず支援拠点、チーフコーディネーター及びコーディネーター等は、アドバイス内容の完全性・有用性・確実性・適合性 等について、いかなる保証もするものではありません。また、アドバイスに基づいた利用者の行為によって、利用者及び第三者に どのようなトラブルや損害が発生したとしても、宮城県よろず支援拠点、チーフコーディネーター及びコーディネーター等は一切の 責任を負いません。
- ●利用者に次のいずれかに該当する行為があった場合、利用者に事前に連絡することなく相談を中止し、今後の利用をお断りいたします。
- ①脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為、②大声・奇声を発する、執拗に電話をかけるなどして相談業務を害する行為、③不必要に性的及び身体上の事柄に関する言動をする行為、④宗教活動又は政治活動等並びに宗教団体又は政治団体等への勧誘行為、⑤物品・サービス等の営業行為、⑥自らの希望するサービスを執拗に要求するなど、中小企業庁、東北経済産業局、よろず支援拠点全国本部、実施機関名及び宮城県よろず支援拠点が運営上、相談業務に支障をきたすと判断した行為。※なお、利用停止となった日の属する年度の翌年度以降に利用者が利用再開を希望する場合は、チーフコーディネーター、宮城県商工会連合会及び東北経済産業局が面談を行った後に、留意事項等への遵守徹底及び再発防止誓約書の提出を条件に、利用再開を妨げない。
- ●利用者は次のいずれかに該当する反社会的勢力に該当せず、今後においても反社会的勢力との関係を持つ意思がないことを確約したうえで相談に申し込むこととし、同意できない場合、または真実と異なる表明をされた場合は、宮城県よろず支援拠点の利用をお断りいたします。
- ①暴力団、②暴力団員・準構成員、③暴力団関係企業、④総会屋等、⑤社会運動等標ぼうゴロ、⑥特殊知能暴力集団等

20230719